

# 全 仏



No. 389

1993. 6



東京グランドホテルで開かれた理事会



財団  
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

# 理 事 会 開 催

去る五月二十四日午後二時から、東京グランドホテルで理事会が開催された。石上理事長を議長に、菊嶋慶雄、柳下隆侃の両師を議事録署名人に出選、議事に入った。

**議案第一号**「平成四年度事業報告について承認を求める件」

石上議長より上程、川島総務部長が説明、原案通り承認された。

**議案第二号**「平成四年度歳入歳出決算について承認を求める件」

石上議長より上程、斎藤財務部長が決算書を詳細に説明、井桁雄弘監事が監査報告を行った後、原案通り承認された。

**議案第三号**「創立三〇周年記念事業の残金処理について承認を求める件」

石上議長より上程、斎藤財務部長が説明、原案通り承認された。

**議案第四号**「ルンビニー園マヤ堂修復事業の推進について意見を求める件」

石上議長より上程、木内国際文化部長、斎藤財務部長より、昨年十二月から実施されてきた、マヤ堂の第一期考古学調査が本年四月に終了したこと、及びその作業に関わった予算の執行状況等が詳細に報告され、つづいて

今後の課題として、秋にも再開される考古学調査や明年二月に予定されている新マヤ堂の建設構想を確立するための専門家会議の開催等について説明が行われた。

出席者から質問が出された後、事務局が説明した方向で、今後の事業を推進していくことが承認された。

## 報告事項

各担当部長より報告された。

## ルンビニー委員会

五月十九日午後二時から、明照会館会議室で、本年度第一回のルンビニー委員会が開催された。

簗本事務総長の導師で三帰依文を唱和、議事に入った。

### 議題①ネパール出張報告

今回の出張は、考古学調査の第一期作業の終了を確認する事が目的であり、木内国際文化部長から「第一期調査報告書」を基に、詳細な報告があった。

その後、報告に基づき委員から活発な意見が出された。

議題②平成四年度事業報告

「平成四年度ルンビニー園復興計画経過報告書」を木内国際文化部長が、「平成四年度ルンビニー園復興計画中間収支計算書」、「考古学調査決算書」、「加盟団体協力金納入状況書」を斎藤財務部長が説明し、了承された。

議題③今後の日程について  
六月九日に開催される、WFB執行委員会に併せて、事務局員が現地へ出張する事が、了承された。

また事務局から、今秋にルンビニー園視察旅行を計画しており、本委員会委員、加盟団体代表者に参加の依頼をしたい旨の要請があり了承された。

# 扇 子

山田恵諦会長  
(天台座主猊下)

ご染筆

箱入 2,000円

## 平成四年度 財団法人 全日本仏教会 歳入歳出決算

## 収 入 の 部

科 目		目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
款	項					
1. 負担金			93,432,000	92,553,000	879,000	
	1. 各宗派負担金		83,519,000	82,968,000	551,000	
	2. 各団体負担金		9,913,000	9,585,000	328,000	
2. 協賛金			1,000,000	-	1,000,000	
3. 寄付金			1,500,000	500,000	1,000,000	
4. 未納徴収金			1,500,000	700,000	800,000	
5. 基金果実			700,000	876,270	△ 176,270	
6. 雑収入			3,300,000	3,282,828	17,172	
当期収入計 (A)			101,432,000	97,912,098	3,519,902	
前期繰越収支差額			7,000,000	10,381,820	△ 3,381,820	
収入合計 (B)			108,432,000	108,293,918	138,082	

## 支 出 の 部

科 目		目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
款	項					
1. 事務総局費			70,750,000	69,123,507	1,626,493	
	1. 人 権 費		51,750,000	50,872,218	877,782	
		1. 事務総長手当	1,200,000	1,200,000	0	
		2. 職員俸給	26,380,000	25,655,557	724,443	
		3. 諸給	20,020,000	19,946,279	73,721	
		4. 厚生費	2,500,000	2,420,382	79,618	
		5. 退職積立金	1,650,000	1,650,000	0	
	2. 事 務 費		11,900,000	11,222,173	677,827	
		1. 借館借室費	4,300,000	4,300,000	0	
		2. 通信費	2,000,000	1,859,094	140,906	
		3. 消耗品費	400,000	398,898	1,102	
		4. 光熱費	2,000,000	1,479,485	520,515	
		5. 備品費	1,500,000	1,488,986	11,014	
		6. 印刷費	1,300,000	1,298,316	1,684	
		7. 諸雑費	400,000	397,394	2,606	
	3. 旅 費		3,300,000	3,234,590	65,410	
	4. 関西事務局費		2,000,000	2,000,000	0	
	5. 渉外費		1,800,000	1,794,526	5,474	
2. 総務部費			6,300,000	6,069,749	230,251	
	1. 諸会議費		3,300,000	3,072,181	227,819	
		1. 理事会費	1,200,000	1,195,798	4,202	
		2. 評議員会費	400,000	400,000	0	
		3. 諸会議費	1,700,000	1,476,383	223,617	
	2. 共通事項処弁費		3,000,000	2,997,568	2,432	
3. 財務部費			2,400,000	2,211,797	188,203	
	1. 調査研究費		2,400,000	2,211,797	188,203	
		1. 調査研究費	700,000	690,300	9,700	
		2. 税務対策費	1,700,000	1,521,497	178,503	
4. 同和推進部費			6,000,000	4,343,729	1,656,271	
	1. 同和推進費		4,000,000	3,090,106	909,894	
	2. 同和委員会費		2,000,000	1,253,623	746,377	
5. 社会部費			12,000,000	11,420,327	579,673	
	1. 組織強化費		5,500,000	5,313,916	186,084	
		1. 組織強化費	1,500,000	1,355,708	144,292	
		2. 国内仏教徒会議費	4,000,000	3,958,208	41,792	
	2. 機関誌発行費		5,000,000	5,074,076	△ 74,076	
	3. 時局対策費		1,500,000	1,032,335	467,665	
6. 国際文化部費			6,000,000	5,583,255	416,745	
	1. 国際運動費		5,500,000	5,198,475	301,525	
		1. WFB関係費	2,500,000	2,854,955	△ 354,955	
		2. 国際仏教交流費	1,800,000	1,899,950	△ 99,950	
		3. 国際渉外費	1,200,000	443,570	756,430	
	2. 教化諸費		500,000	384,780	115,220	
7. 雑 費			482,000	473,494	8,506	
8. 基本金繰入金			500,000	500,000	0	
9. 予備費			4,000,000	1,055,813	2,944,187	
当期支出合計 (C)			108,432,000	100,781,671	7,650,329	
当期収支差額 (A) - (C)			△ 7,000,000	△ 2,869,573	△ 4,130,427	
次期繰越収支差額 (B) - (C)			0	7,512,247	△ 7,512,247	

## 第二十二回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

## わたしの弘法大師V像・試論

大正大学講師 平井 宥慶

第二十二回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る三月二十九日午後一時半から、真言宗豊山派宗務所会議室で開催された。

大正大学講師・平井宥慶師が、「わたしの弘法大師V像・試論」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※

差別をされるのはいやだという、私自身に単純な考えがある。この差別されるのはいやだという自分の基本的な感覚は、近代になって人権思想が高まってきたからということではなく、私をはじめとして、生命として存在している以上、差別されて喜ぶ生物はいないということからなのである。

それぞれに差別されてはいやだと思っ生きていくはずでありながら、人間が差別をしてしまう歴史を持ったというのは、もちろん支配の問題等があるのであろうが、疑問である。基本的にはこのような視点から本日の問

題を考えて行きたい。

宗教における議論というものは、許容限度というものがああり、そして一方では普遍性を持つ。つまり、この矛盾する二つの面が混在する文化現象が宗教であろう。

昭和五十九年に朝日新聞に、「空海が民衆軽視の文章」という見出しで、『性霊集』のいわゆる「旃陀羅悪人」の文言をあげ、弘法大師は差別者だという一つの主張が出された。

ここで重要なことは、これはどういうことが問われたのかということであろう。つまり、大師は差別をしたのか、差別した心を持っていたのかどうかということが問われたのである。ことばだけを切り離して議論することは、本質を見誤るといって指摘の通り、「旃陀羅」という文言がどうだということでは解決せず、大師は差別者なのかどうか、これが唯一問われている問題なのである。

大師の精神とは何かといった場合、それに

は普遍性ないし総合性があるという評価は、明らかに+（プラス）の価値評価であり、差別性が明らかになれば逆に-（マイナス）の評価になる。この+-の問題は、大師が一人の自由な教養人であったのであれば当然のことである。しかし、私自身は真言宗という宗派に属する者であり、私にとって大師は空海であり、さらに祖師である。すなわち、我々がよって立つより所として存在する人なのであり、そのような立場から見れば、+か-のどちらかの評価になる。大師をより所として選択したからには、部分的なほれ込みは許されず、それはある意味では護教になる。

大師の生涯の中には、いくつかの思想的な危機があった。その一番有名なものは、徳一との論争である。すなわち、徳一は密教における即身成仏を取り上げ、この身そのまま成仏してしまうということでは行はあり得ず、それすなわち密教は仏教ではないのかと論難する。これに対する返答の仕方、真言宗が仏教であるかないかが決する訳で、大師にとつては大変な危機的状況だったと思われる。

そして、もう一つの危機的状況があった事にここで注目したい。それは大師の出発点にある。いうまでもなく、そこには『三教指帰』という著作がある。これは儒・道・仏の三教の中から仏教を選び、その選んだことを宣言



平井宥慶師

する宣言書である。思想的には『弁頭密二教論』で顕・密のうち密教を選び、『即身成仏義』で即身成仏という一つの概念を新たに打ち出し、『十住心論』で基本的な世界観の構築が行われた。その最初は明らかに『三教指帰』であった。

これがなぜ大師にとって危機になるかという、まずここで提起された問題は、この時代の重みというものを考えると、大師一生の課題ともなり、その一生はいわばこれに対する答えであったと思う。この『三教指帰』は日本最古の比較思想論といわれている。つまり大師は比較をして仏教を選び取った訳である。しかし、比較思想論とはいえ臨書論的にいえば、誠に儒教にも道教にも好意的に書かれた書物である。したがって、『三教指帰』の本当のテーマを考えた場合、この仏教を選び取ったことだけを肯定してしまうと、その

本質が見えなくなってしまう。すなわち、その本質とは正に「忠と孝」の問題である。つまり、仏教における出家とは戸主を構成単位とする当時の律令制国家において、反国家、反社会となるものだった。これは中国に仏教が伝来して以来、中国の社会でも繰り返し議論されて来た事である。

したがって、『三教指帰』の中で忠と孝に応えるという事の持つ重みは、大変な危機的状況であったといえる。そのような時代の流れの中に生きた大師が仏教を選択するということの意義は、正にある意味ではその時代を越え、その時代の体制に対して真つ向から批判をし、新たな精神の確立をねらうものでなければならなかった。

すなわち、この時代の律令制という国家体制の中にあつた仏教教団に対して、大師があえて私度僧として、この律令制の中の出家者であるありようを捨てようとしたことは、これは非常に大きな意味合いを持っている。しかもこの宣言書たる『三教指帰』をもって世に請うた訳である。つまり、この宣言の持つ意味合いは、その時代の仏教教団では律令制の中で位置付けられない者は許されないといい、いわゆる国家統制への反逆であつた。しかし、それは日本の仏教の歴史で見れば、誰かがいずれしなればならない事であつた。

そしてその意味合いでは、大師の教団は日本の自前の教義体系を持った最初のものとなつたといえる。

これら大師の著作中から、「旃陀羅」あるいは「毛人」という表現が問題になってきている。この内、「野陸州に贈る歌并に序」を見ると、大師が「あちらにいる人は違ふ」といつているという事は、私も否定できない。それではどう違ふのかという事だが、それは大師が考える世界観に慣れていない、すなわち仏法に触れていないという事である。つまり大師は一つの危機的状況の中で仏法を選んだ。この仏法に触れていないという所に基本をおく事は、十住心の世界観からいえば一つの帰着点なのではないか。

また、もう一方の「旃陀羅悪人」については、その文言を前後の脈絡から見ると、仏弟子になるかならないかという事がここでは問われている。この点を見ずに、「旃陀羅悪人」とは差別的表現であるという事のみでは議論にならないと思う。すなわち、仏法を選ぶという事は大師にとってそのような単純なものではなく、つねに反国家、反社会になり得るものだったのである。すなわち、これらの全ての問題は、その根幹にあるものをつねに捕らえて、議論を進めて行かなければ、結論がつかないのではないかと思う。

## 長谷川顧問弁護士へインタビュー

## 最近の税務調査と寺院



本会では毎月第二・第四木曜日の午後一時から四時まで、顧問弁護士の長谷川正浩先生による「無料法律相談室」を開設している。昭和五十六年秋に始められたこの相談室へは、これまでに税務対策等、千件近い相談（電話を含む）が寄せられている。最近はどうな問題が多いか、お話を伺った。

——最近、税務に関しては、お寺からどのような相談が寄せられるでしょうか。

以前に比べると、税金に関する相談は減っていますね。これは、税務調査がほぼ一巡したこともあると思います。目新しいものとしては、地価税に関連して、報告書を出してほしいという手紙が、税務署から一部のお寺に出されています。土地等の明細が知りたいということで、利用状況、利用区分、所在地、地目、さらには路線価、固定資産税の評価額まで、大変、多岐にわたっています。地価税は申告納税制度ですから、こうした調査を行うのでしようが、調査書はいわゆる「お尋ね」といっしょで、法律上、根拠がありません。また、静岡県では、管内のお寺全部に、決

（聞き手 社会部長・野生司祐宏）

算書を出せといってきた税務署がありました。が、これも出す必要はありません。現実には小さいお寺では、決算書類など作っていないところもあると思います。

——法律上、そうした書類は必要ないのでしようか。

宗教法人法が規定しているのは、財産目録です。きちんとした財産目録を作るためには、収支計算書や貸借対照表が、当然に必要なものになってくると思います。法的に最低限必要なのは、財産目録ということになります。

——税務職員が来た時、収支計算書や貸借対照表を作成していなかったため、問題になるようなことはありませんか。

ないと思います。まず税務職員は、そうし

たものをあまり見たがりません。むしろ彼らが見たがるのは、もっと原始記録に近い、金銭出納帳や預貯金の通帳などでしょう。

——こうした会計に関する書類は、一般の檀信徒にも見せる必要はありませんね。

ありません。東京高裁で、そういう判例が出ています。

——宗教法人の税制に関して、よく昭和五十六年の法人税基本通達が問題となりますが、この通達のどこが問題なのでしょう。

この通達の特長は、公益法人が本来の事業を行っていても、それが収益事業に該当する場所がある、ということを明文化したところにあります。つまり、列挙されたものは、公益法人本来の事業であろうがなからうが、課税するという方式です。朝日大学の石村耕治教授は、これを「限定列举事業課税方式」と名づけています。

——つまり課税庁側が、事業の種類をきめてしまうと（現行は三十三種）、宗教者側がこれは宗教本来の活動なのだと、いくら強く主張しても、三十三種に該当する限りは、課税対象になってしまいます、というわけですね。

そうですね。しかしこうしたやり方では、何故に宗教本来の活動が課税されないのか、法律上の根拠が説明できなくなってしまう。もう一つは、収益事業の申告の際に、本

来の活動についての収支計算書も添付しろと規定しています。これは信教の自由を守るといふ観点から、非常に問題だと思えます。

——しかし現実には、収益事業についての決算書類はお見せしますが、宗教本来の活動に関する資料は見せられません、と拒否するようなことは可能でしょうか。

可能だと思います。例えば労働組合は、労働基本権の侵害だといって、こうしたものを見せていません。税務署側が見せろという根拠の一つは、光熱費のように共通経費について、その割り合いを知りたいということですね。それは、必要な資料を付ければよいだけの話でしょう。本来の事業の全体像がわかるような収支計算書は必要ありません。

——今後は会計簿に限らず、いろいろな資料を檀信徒にもある程度公開したほうがよい、という意見もありますか。

寺が課税されないのは、公益法人だからです。公益法人の公益性を担保する一つの要素として公開ということがいわれています。これは一般原則です。しかし、仮に檀家五〇件の寺で、寺の会計を広く公開すれば、住職や寺族のプライバシー、さらには檀信徒のプライバシーを侵す可能性が出てきます。誰がいくらお布施を出したかがわかるようになれば、信教の自由という問題にもつながるでし

よう。巨大宗教法人であれば、公開を大々的に行っても、個別信者のプライバシーが侵されることはありませんが、弱小法人では、公開にも自ずから限度があると思えます。法人の規模との関係で、公開性をある程度制限しても、公益法人の公益性を阻害するものではないといえます。

——宗教法人法には施行規則や政令もなく、また全ての法人を規模に関係なく同一のものと見なしています。巨大宗教も小さな寺院も、同じ基準で律するのは、無理があるような気がしますが。

宗教法人法が何故、施行規則や政令を設けていないかといえば、やはり憲法で保証された「信教の自由」を重く考えているからだと思えます。つまり宗教の問題は、国会で成立させる法律によるべきであり、下部の機関には委任しないということです。

また宗教法人法が成立した時点では、複数の県にまたがるような、もつといえれば全国規模の巨大単立法人が誕生するなどというようなことは、予想もされていませんでした。そこで、例えば二つ以上の県にまたがって、事務所を置いて活動するような法人は、いくつかの法人に分けて、それを包括させるようにする、というような指導は出来るのではないかと、思います。

——明らかに節税だけを目的として宗教法人を設立したり、法人格を取得するような行為が後を断たないと、一部のマスコミが伝えています。宗教法人の自立自浄といっても、こうしたまともではないと、誰もが感じるような法人について、どう考えたらよいのでしょうか。

これは法人税の課税の仕方と無関係でないと思えます。例えば財団法人日本相撲協会をみると、ほとんどの収入は収益事業収入でしょう。公益法人においては、収益事業とは本来の活動を助けるための事業であるはずで、課税庁は、本来の活動であっても、課税されるケースがあるといいながら、一方で、ほとんど収益事業しか行わない団体の公益性を認めているわけです。このへんが大変曖昧です。公益法人の事業のあり方そのものを考えていかなければ、本来ならば営利法人で行うべき事業を、宗教法人で行うことによって税金逃れをしようとする人を生み出す土壌は、なくならないと思えます。

——最後に、お寺で弁護士さんを顧問にお願いしたい場合、顧問料はどの程度かかるものでしょうか。

私の場合、月五万円位からですね。収益事業を大々的にやっていたり、特別な問題をかかえていたりすれば別ですが。

# 第十三回同宗連總會

「同宗連」(『同和問題』)にとりくむ宗教教団連帯会議)の第十三回總會が、去る四月二十三日午後一時から、浄土真宗本願寺派宗務所会議室で開催された。

開会式につづいて議事に入り、昨年度の事業報告・決算、本年度の事業計画・予算、さらに規約の一部改正などが審議され、いずれも原案通り承認された。なお審議の課程で、出席者から事務局運営のあり方に関して、活発な質問や意見が述べられた。その後、新しい役員教団の選出に移り、新

議長教団に浄土真宗本願寺派、副議長教団に浄土宗、神社本庁、真宗大谷派、日本キリスト教団、天台宗、立正佼成会の六教団が、また企画委員長教団に曹洞宗、広報委員長教団に天理教、さらに監事教団に聖観音宗、臨済宗建長寺派がそれぞれ決定した。

議事終了の後、このたび第七期の同宗連議長に就任した豊原大成本願寺派総務から挨拶が行われ、新しい事務局員が紹介された。四時三十分、閉会式の後、京都東急ホテルに席を移して懇親会が催された。

## 哀 悼

寺坂 義照 (元全仏副会長)  
四月二十六日、八十六歳で遷化  
西山浄土宗前管長

## 三三事務局録事三三

一 五月一

七日 高野山差別戒名追善法要参列

十日 局内会議

十一日 同和委員会

庭野平和賞受賞式出席

十二日 監査会

十三日 法律相談室

十九日 ルンビニー委員会

二十日 基本法中央集會出席

二十一日 国際仏教興隆協合理事會出席

二十二日 韓国花まつり参列

二十三日 局内会議

二十四日 理事会

二十七日 法律相談室

二十九日 解放研究所宗教部會出席

三十一日 仏教情報センター設立十周年記念式典出席

## 仏 旗

- 仏旗 (大) たて 140 cm よこ 210 cm 三三、〇〇〇円
- 仏旗 (中) たて 90 cm よこ 135 cm 二二、〇〇〇円
- 仏旗 (小) たて 70 cm よこ 100 cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて 70 cm よこ 100 cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて 90 cm よこ 135 cm 七、四〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

## 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

### 株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4 9 6 5